

横須賀市地球温暖化対策地域協議会
平成 30 年度 第 4 回理事会 次第

日時：平成 31 年 1 月 29 日（火） 10 時～
場所：ヴェルクよこすか 3 階 第 7 会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成 31 年度の予算編成方針（案）について
- (2) 平成 31 年度の予定事業（案）について
- (3) 予算の流用について

3 その他

- (1) 気候変動適応法について
- (2) 次回の理事会の開催について

4 閉 会

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 第7期 役員名簿

平成31年1月29日現在（敬称略）

役職名	団体名	氏名	プロジェクトチーム/単独
会長	一般財団法人電力中央研究所 横須賀運営センター	元木 実	単独
副会長	個人会員	高橋 正明	省エネ推進PT (リーダー)
理事	株式会社クリーンパトロール	木村 哲夫	省エネ推進PT (サブリーダー)
〃	かながわ環境カウンセラー協議会	小嶋 修一	省エネ推進PT (サブリーダー)
〃	企業組合ロハス環境コンサル	榎本 裕	環境教育・環境学習PT (リーダー)
〃	横須賀「水と環境」研究会	高橋 弘二	環境教育・環境学習PT (サブリーダー)
〃	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社 横須賀事務所	大野 清孝	環境教育・環境学習PT (サブリーダー)
〃	東京ガス株式会社横浜支店	手島 博	単独
〃	京浜急行電鉄株式会社	菅 貴史	単独
〃	横須賀商工会議所	白木 義治	単独
〃	横須賀商店街連合会	田中 昌一	単独
〃	公益社団法人横須賀青年会議所	大黒 健司	単独
〃	株式会社横須賀建具アルミセンター	金野 雅雄	単独

監事	個人会員	中村 修二郎	環境教育・環境学習PT
〃	個人会員	遠藤 秋雄	省エネ推進PT

※ 理事の任期は、平成30年4月25日から2年後の総会開催日まで

※ 監事の任期は、平成30年4月25日から1年後の総会開催日まで

平成 31 年度の予算編成方針（案）及び予定事業（案）について

1 平成 31 年度の市からの交付金について

- (1) 平成31年度の市からの交付金は平成30年度と同様に70万円を予定
- (2) 平成31年度への繰越金は平成30年度と比べ約16万円減の約71万円となる見込

2 平成31年度の予算編成方針について

- (1) 平成31年度予算は、交付金及び繰越金見込額に基づき作成
- (2) 市からの交付金は、プロジェクトチームで実施する事業、節電啓発事業、協議会ニュース、ホームページ、エコポイント事務費に充当
- (3) 協議会の自主財源（繰越金、寄付金、環境体験教室参加費等）は、イベント出展、報償金、事務費等に充当
- (4) 平成30年度と同様に、必要経費の積み上げによる予算作成
- (5) 既存事業の見直し及び自主財源を利用した新規事業の検討
- (6) 自主財源の財源確保の検討

3 平成 31 年度の予定事業について

(1) プロジェクトチーム事業【交付金】

「省エネルギー推進」、「環境教育・環境学習」の各プロジェクトチームで事業を実施することとし、3月上旬に各プロジェクトチームあて「平成 31 年度事業計画」について照会する予定（3月下旬までの回答期限）

(2) 節電啓発事業【交付金】

①緑のカーテン作り方講習会の実施

平成 30 年度実績：参加者 82 人

②夏季及び冬季の「よこすか節電チャレンジ」の実施

平成 30 年度実績（夏季）：応募人数 19 人、応募件数 33 件

③見える化機器（省エネナビ・ワットモニター）の貸し出し

平成 30 年度実績：利用者 8 人（省エネナビ 7 件、ワットモニター 5 件）

(3) 協議会ニュースの発行【交付金】

平成 31 年 7 月頃に「協議会ニュース」を発行（700 部）

(4) 協議会ホームページの運用【交付金】

協議会の各事業について随時更新するなどホームページの運用

(5) イベント出展

市内で開催されるイベント（よこすか子育て教育フェア、環境月間啓発イベント、Y・フェスタ追浜、電力中央研究所公開等）への出展

(6) 総会及び理事会

総会の開催（年 1 回）、理事会の開催（年 3 回）

(7) 単独で活動する団体会員事業

3月上旬に単独で活動する団体会員あて「平成31年度事業計画」について照会
する予定（協議会予算を伴う事業については、協議会の事業計画に掲載）

(8) よこすかエコポイント事業【特別会計】

①平成30年度の対象設備・機器を継続して対象とする。

※環境省が実施している「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業」で要件としている補助対象設備等の中から、本市でも需要が見込まれるものを選定

- ア 太陽光発電システム
- イ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ウ 定置用リチウムイオン蓄電システム
- エ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
- オ 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）
- カ 潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ等）
- キ 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等）
- ク ガスエンジン給湯機（エコウィル等）
- ケ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）
- コ 電動バイク

②平成30年度と同様に、対象設備・機器の導入コストに応じてエコポイントと交換できる商品券・ポイントは8,000円分と5,000円分の2種類

8,000円	ア 太陽光発電システム イ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ウ 定置用リチウムイオン蓄電システム
5,000円	エ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） オ 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等） カ 潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ等） キ 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等） ク ガスエンジン給湯機（エコウィル等） ケ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） コ 電動バイク

③平成30年度と同様に、エコポイントの交換店舗として4つの市内事業者（(株)ノジマ、イオンリテール(株)、(株)横浜岡田屋、よこすか葉山農業協同組合）に引き続き協力を依頼する予定

横須賀市地球温暖化対策地域協議会
平成30年度一般会計予算執行見込

(平成31年1月28日現在)
(単位:円)

【収入の部】

科 目	当初 予算額(A)	補正額及び 流充用額(B)	予算現額 (C)=(A+B)	収入済額	収入 見込額(D)	収入未済額 (E)=(D-C)	説明
交 付 金	700,000	0	700,000	700,000	700,000	0	市からの交付金
雑 収 入	0	35,851	35,851	28,651	35,851	0	
寄附金	0	21,746	21,746	21,746	21,746	0	イオンリテール株式会社ご寄附
参加費	0	14,100	14,100	6,900	14,100	0	環境教育PT開催教室参加費
受取利息	0	5	5	5	5	0	預金利子
繰 越 金	877,054	0	877,054	877,054	877,054	0	前年度からの繰越金
合 計	1,577,054	35,851	1,612,905	1,605,705	1,612,905	0	

【支出の部】

科 目	当初 予算額(A)	補正額及び 流充用額(B)	予算現額 (C)=(A+B)	支出済額	支出 見込額(D)	予算残額 (E)=(C-D)	説明
事業費(交付金)	725,500	0	725,500	452,487	719,665	5,835	
省エネ推進PT	211,000	0	211,000	187,895	187,895	23,105	節電コンクール、緑のカーテンコンテスト等
環境教育・環境学習PT	90,080	0	90,080	64,546	116,159	△ 26,079	子ども環境体験教室、親子エコ体験!!バスツアー
節電啓発事業	177,320	0	177,320	121,207	166,999	10,321	緑のカーテン講習会ゴーヤ苗代・講師謝礼、LED電球購入費等
協議会ニュース	67,000	0	67,000	45,880	45,880	21,120	印刷費
ホームページ	111,600	0	111,600	20,874	96,474	15,126	運用維持費、通信費
エコポイント事務費	68,500	0	68,500	12,085	106,258	△ 37,758	チラシ用紙代、エコポイント券等用紙代、郵送料等
事業費	203,800	0	203,800	140,778	145,778	58,022	
イベント出展	65,300	0	65,300	51,738	51,738	13,562	環境フォーラム景品代、グラスペイント物品代等
報償金	56,000	0	56,000	16,000	21,000	35,000	イベントにおけるスタッフ謝礼
旅費	82,500	0	82,500	73,040	73,040	9,460	エコポイント事業に係る視察旅費等
事 務 費	100,000	0	100,000	31,857	36,982	63,018	郵送料、理事会等の会場使用料、用紙代等
予 備 費	547,754	35,851	583,605	0	0	583,605	
合 計	1,577,054	35,851	1,612,905	625,122	902,425	710,480	

※【支出の部】の「環境教育・環境学習PT」及び「エコポイント事務費」の不足が見込まれる額(△26,079円、△37,758円)は、今後、「事業費(交付金)」の各事業の「予算残額(E)」欄の中から流用予定

※【支出の部】の「予算残額」合計欄の710,480円は、来年度への繰越(見込)額

横須賀市地球温暖化対策地域協議会
平成30年度エコポイント事業特別会計予算執行見込

(平成31年1月28日現在)
(単位：円)

【収入の部】

科 目	当初 予算額 (A)	補正額及び 流充用額 (B)	予算現額 (C) = (A+B)	収入済額	収入 見込額 (D)	収入未済額 (E) = (D-C)	説明
補助金	3,600,000	0	3,600,000	0	3,600,000	0	市からの補助金
合 計	3,600,000	0	3,600,000	0	3,600,000	0	

【支出の部】

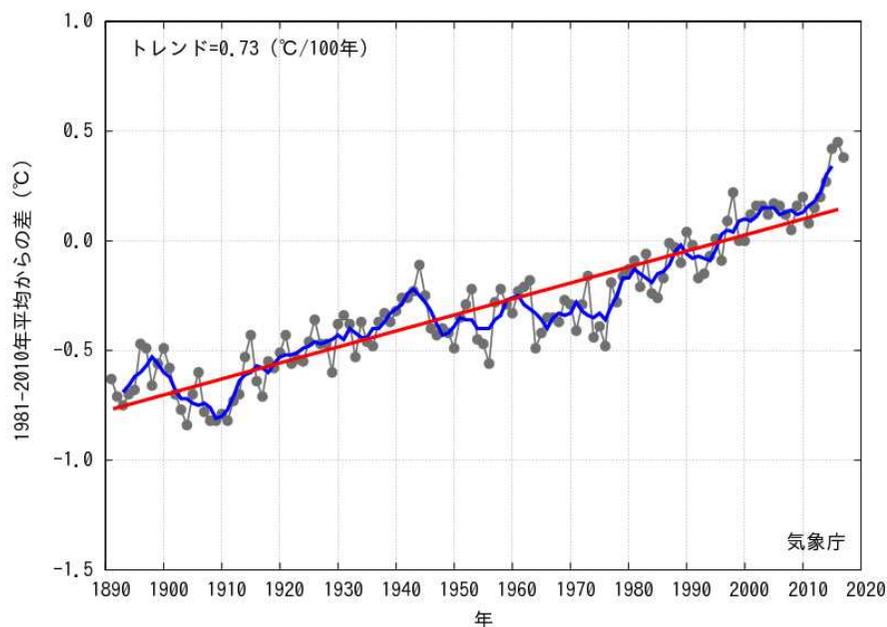
科 目	当初 予算額 (A)	補正額及び 流充用額 (B)	予算現額 (C) = (A+B)	支出済額	支出 見込額 (D)	予算残額 (E) = (C-D)	説明
事業費	3,600,000	0	3,600,000	0	3,600,000	0	エコポイント交換商品代 8,000円or5,000円×600件程度
合 計	3,600,000	0	3,600,000	0	3,600,000	0	

気候変動適応法について

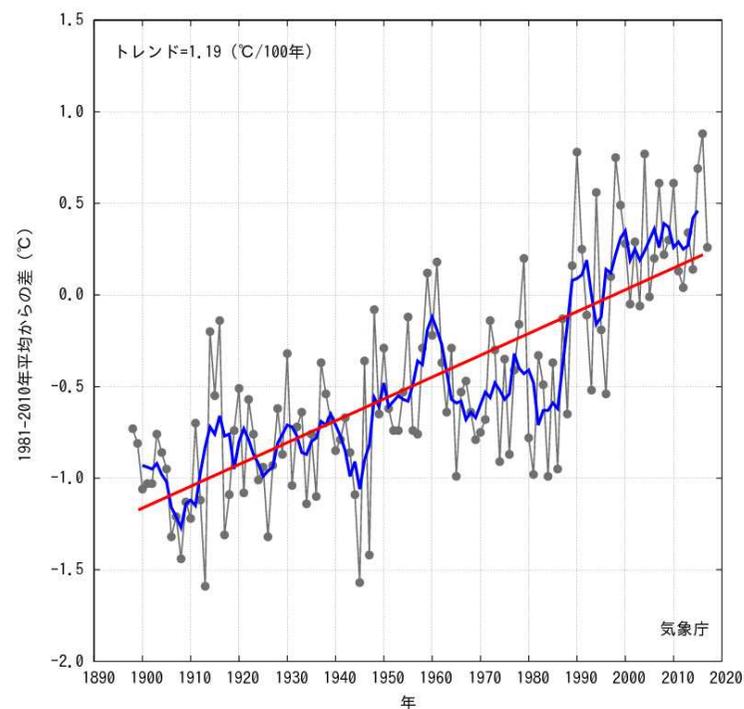
世界と日本の平均気温の変化

- ◆ 2016年の世界と日本の年平均気温は、1898年以降で一番高い値になった。
 - ◆ 世界の年平均気温は、100年あたり 0.73°C の割合で上昇している。
 - ◆ 日本の年平均気温は、100年あたり 1.19°C の割合で上昇している。
- 将来(2100年)、さらに現在(20世紀末)より $1.1\sim 4.4^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されている。

世界の年平均気温偏差



日本の年平均気温偏差



出典: 気象庁HP

既に起こりつつある気候変動の影響

米・果樹

米が白濁するなど品質の低下が頻発。

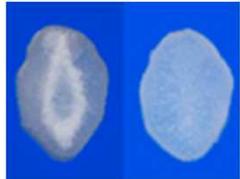


図 水稻の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面
(写真提供:農林水産省)

- ・水稻の登熟期(出穂・開花から収穫までの期間)の日平均気温が27℃を上回ると玄米の全部又は一部が乳白化したり、粒が細くなる「白未熟粒」が多発。
- ・特に、登熟期の平均気温が上昇傾向にある九州地方等で深刻化。

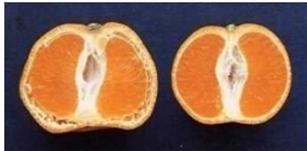
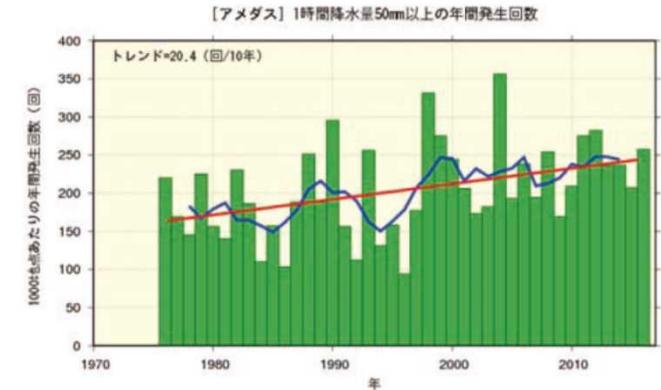


図: みかんの浮皮症
(写真提供:農林水産省)

成熟後の高温・多雨により、果皮と果肉が分離する。(品質・貯蔵性の低下)

異常気象・災害

短時間強雨の観測回数は増加傾向が明瞭に現れている。

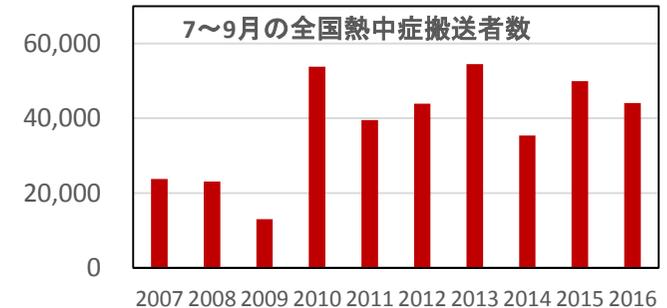


(出典:気候変動監視レポート2016(気象庁))

デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上

熱中症・感染症

2010年以降、救急車で搬送された熱中症患者の全国計は4万~5万人で推移。



(出典:総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成)

サンゴの白化・ニホンジカの生息域拡大

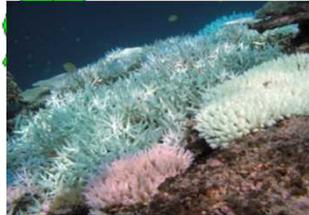


図 サンゴの白化(写真提供:環境省)



(写真提供:中静透)

生態系

農林産物や高山植物等の食害が発生

農山村の過疎化や狩猟人口の減少等に加え、積雪の減少も一因と考えられる。

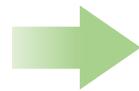
気候変動対策について

緩和: 気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策

適応: 既に生じている、あるいは、将来予測される
気候変動の影響による被害の回避・軽減対策

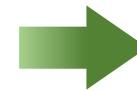
温室効果ガスの増加

化石燃料使用による
二酸化炭素の排出など



気候変動

気温上昇(地球温暖化)
降雨パターンの変化
海面上昇など



気候変動の影響

生活、社会、経済
自然環境への影響

緩和

温室効果ガスの
排出を抑制する

適応

被害を回避・
軽減する

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

気候変動適応法

出典:環境省HPより

気候変動適応法

1. 目的（第一条）

- ・気候変動に起因して生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、**気候変動適応を推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。**

2. 地域における適応の推進

- ・**地域気候変動適応計画（第十二条、努力義務）**
都道府県及び市町村は、政府の気候変動適応計画を勘案し、**地域気候変動適応計画**を策定するよう努める（共同で策定可能）。
- ・**地域気候変動適応センター（第十三条、努力義務）**
都道府県及び市町村は、**地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点**として、**地域気候変動適応センター**を確保するよう努める（共同で確保可能）。
- ・**気候変動適応広域協議会（第十四条、できる規定）**
国、地方公共団体、地域気候変動適応センター、事業者等が**連携して地域における適応策を推進**するため、**気候変動適応広域協議会**を組織できる
（庶務：地方環境事務所）。

求められる適応策について

適応策は主に7分野

①農業・林業・水産業

- ・高温耐性品種への転換
- ・新しいブランド品の導入
- ・農家への技術的支援

②水環境・水資源

- ・適切な施設の整備及びダム運用
- ・水環境のモニタリング
- ・水源林の保全

③自然生態系

- ・生物の分布や個体群の変化の情報収集
- ・生態系の保全

④自然災害・沿岸域

- ・ハザードマップの作成
- ・内水による浸水ハザードマップの作成
- ・高潮・高波対策

⑤健康

- ・熱中症の注意喚起
- ・感染症の情報提供及び予防対策
- ・感染症媒介動物等の定点調査

⑥産業・経済活動

- ・気候変動に関する市内産業の振興
- ・エネルギー需給対策

⑦国民生活・都市生活

- ・ヒートアイランド対策(市施設の緑化等)
- ・透水性舗装等の整備

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、横須賀市地球温暖化対策地域協議会（以下、「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、市民、事業者、民間団体、市等が協働して環境に配慮した行動を積極的かつ継続的に実践することにより、地域の実情に即した地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第3条 本会の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 本会は、地球温暖化問題について学び、日常生活や事業活動において地球温暖化対策に資する行動・活動を実践する。

(2) 本会は、主体的な協働により、ハード・ソフトを組み合わせた事業の立案・実践により、地球温暖化対策の一層の推進を図る。

(3) 本会は、本会の事業や地球温暖化に関する情報などを広く発信し、地球温暖化対策への取り組みの輪を広げるとともに、取り組みの支援に努める。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

(1) 地球温暖化対策の具体的な行動・活動の普及促進に関すること。

(2) 自然エネルギーの利用促進や普及啓発、省エネルギーの取り組みの推進に関すること。

(3) 市の行政計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」等の推進に関すること。

(4) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本会の趣旨に賛同し、横須賀市内に在住・在勤・在学する者又は同市内で事業活動する事業者若しくは団体及び市等が会員となることができる。

2 会員の区分は次のとおりとする。

(1) 正会員 本会の活動に取り組む個人又は事業者・団体等

(2) 賛助会員 本会へ金銭・物資・専門知識等の提供若しくは活動への協力又は本会の活動に関する情報提供を希望する個人若しくは事業者・団体等

3 正会員と賛助会員は、会員の属性により個人会員と団体会員に区分する。

4 正会員はプロジェクトチームに所属し活動するものとする。ただし、団体会員については、プロジェクトチームに所属せず単独での活動を認めるものとし、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」の施策に係る活動を主体的に行うものとする。

(入会)

第6条 本会への入会は、入会届(別紙1)により会長へ届け出るものとする。

(会員区分の変更)

第7条 正会員から賛助会員、又は、賛助会員から正会員へ会員区分を変更する場合は、会員区分変更届(別紙2)により、会長へ届け出るものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会を希望する場合には、退会届(別紙3)を会長へ届け出ることであり、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認により、会員資格を喪失する。

- (1) 会員の死亡又は会員である事業者・団体等が消滅・解散した場合
- (2) 継続して2年以上会員との連絡がとれなかった場合
- (3) 正会員が特段の理由なく1年以上活動をしなかった場合
- (4) プロジェクトチームリーダーからプロジェクトチームに所属する正会員の退会要請があった場合
- (5) 会員が法令又は公序良俗に反する行為を行った場合
- (6) その他、会員の行為等が本会の活動や運営に支障をきたすと認められる場合

(理事)

第9条 本会に理事を置き、正会員による代議制とする。

2 理事は、総会において、正会員の互選により選任する。

3 理事の定員は20名以内とする。ただし、各プロジェクトチームからは3名以内とする。

4 理事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな理事が選任されるまではその職務を行うものとする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 会長は本会を代表するとともに、会務を統括する。

4 副会長は、会長に事故又は会長が不在のとき、その職務を代理する。

5 監事は、正会員の中から総会において選任する。

6 監事は、本会の経理の執行を監査する。

7 監事以外の役員の任期は2年、監事の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな役員が選任されるまではその職務を行うものとする。

(理事会)

第11条 理事会は、理事で構成する。

- 2 理事会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は2分の1以上の理事の出席により成立する。
- 4 理事会に出席できない場合には委任状の提出により、出席したものとみなす。
- 5 理事会の決定は出席理事の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 理事会は、本会の最高意思決定機関として、以下に掲げる事項を協議し、決定する。
 - (1) 本会の運営に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) プロジェクトチームの新設、廃止等に関すること。
 - (5) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

(総会)

第12条 総会は正会員で構成する。

- 2 総会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会の議決は出席会員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、以下に掲げる事項を協議し、決定するほか、必要に応じて意見交換を行う。
 - (1) 理事及び監事の選出に関すること。
 - (2) 規約の改正に関すること。
 - (3) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

(プロジェクトチーム)

第13条 本会の事業を推進するため、その活動の目的ごとにプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは正会員で構成する。
- 3 プロジェクトチームの新設について、3名以上の正会員により会長あてにプロジェクトチームの目的や活動の概要等を添えて要請することができる。
- 4 プロジェクトチームの新設、廃止等は、理事会で協議・決定する。
- 5 プロジェクトチームには、リーダー及びサブリーダーを置き、各プロジェクトチームに所属するメンバーの互選により選任する。
- 6 リーダー及びサブリーダーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても、新たなリーダー及びサブリーダーが選任されるまではその職務を行うものとする。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の承認によりリーダー及びサブリーダーを解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えないと認めた場合
 - (2) 職務上の義務違反、その他リーダー又はサブリーダーとして不適切な行為があった場合
- 8 プロジェクトチームは、以下に掲げる事項について協議し、実施する。
 - (1) 活動計画の企画・立案
 - (2) 具体的活動の実施
 - (3) 活動実施結果の報告書の作成

(4) 理事会及び総会への活動報告、提言等

9 プロジェクトチーム間の連携を図るため、必要に応じて各プロジェクトチームのリーダー等で構成するリーダー会議を置くことができる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、横須賀市環境政策部環境企画課内に置き、庶務及び会計事務等を処理する。

2 事務局内に事務局長及び事務局次長の職を置く。事務局長は環境企画課長、事務局次長は環境企画課温暖化対策係長が務める。

(経費)

第15条 本会及び事業に必要な経費は、市からの交付金、国等からの支援金、活動に伴う収入及び資産から生ずる果実並びにその他の収入をもって充てる。

2 事務局長は会長の権限に属する予算執行の中で、横須賀市専決規程に準じて別表に掲げる事項について専決することができる。

(余剰金)

第16条 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の承認を受けて、その一部若しくは全部を翌年度に繰り越すことができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、出納閉鎖の期限は翌年4月15日までとする。

(予算及び決算)

第18条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会で決定する。

2 会長は、毎年度末に事業報告書及び決算書を調製し、監事の監査を経て、理事会及び総会へ報告する。

(解散時の取り扱い)

第19条 本会が初期の目的を達成した場合には、理事会の決議により解散するものとする。

2 解散時において余剰金を生じている場合は、理事会の決議により、清算還付するものとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は理事会の同意を得て会長が別に定める。

附則

この規約は、平成18年10月27日から施行する。

附則

この規約は、平成20年10月17日から施行する。

附則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 2 月 9 日から施行する。

平成 24 年 2 月 8 日までに入会した会員については、別に定める方法により会員の種類の選択を行う。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 10 日から施行する。

附則

1 この規約は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

2 ただし、現在のプロジェクトチームのリーダー及びサブリーダーにある者の任期は、第 13 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 30 年 4 月 25 日までとする。

別表

専決事項		決裁区分
		事務局長決裁
収入	市からの交付金や補助金	全般
	収入の調定	全般
	寄附採納	50 万円まで
支出	需用費（消耗品費、印刷製本費など）	全般
	役員費（通信運搬費、広告料など）	全般
	使用料及び貸借料	全般
	報酬	全般
	交際費、食糧費	10 万円まで
	報償費	100 万円まで
	備品購入費	1,000 万円まで

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 賛助会員入会届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

横須賀市地球温暖化対策地域協議会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

種別	個人 ・ 団体 (どちらかに○印をお付けください)
事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名)	ふりがな
住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
E - M a i l	
アンケート (会員管理また活動に際しての参考とさせていただきます)	
【個人会員の方のみ記入】 年齢	1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上 (いずれかに○印をお付けください)
ご協力いただけること	1. 講座やセミナー等への出席 2. 物資や専門知識等の提供 () 3. 協議会からの情報の社員等への周知 4. イベント等の会場の提供 5. その他 () (○印をお付けください。複数可)

ご記入いただいた個人情報 は当協議会の活動以外の目的には使用しません

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 正会員入会届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

横須賀市地球温暖化対策地域協議会の趣旨に賛同し、正会員として入会を申し込みます。

種別	個人 ・ 団体 (どちらかに○印をお付けください)
事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名)	ふりがな
住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
E - M a i l	
加入する プロジェクトチーム (複数可)	
アンケート (会員管理また活動に際しての参考とさせていただきます)	
【個人会員の方のみ記入】 年齢	1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上 (いずれかに○印をお付けください)
活動するにあたっての アピールポイント	特技、技能、これまでの環境活動への取り組み等
【プロジェクトチームに加入しない団体会員のみ記入】 ご協力いただけること	1. 社員等を講師とした講座やセミナーの開催 2. 施設の利用 (見学会の実施等) 3. その他 () (○印をお付けください。複数可)

ご記入いただいた個人情報は当協議会の活動以外の目的には使用しません

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 会員区分変更届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

会員区分の変更について、下記の通り申し込みます。

事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名)	ふりがな
区分変更の内容	1. 正会員 から 賛助会員 に変更 2. 賛助会員 から 正会員 に変更 (いずれかに○印をお付けください)
【正会員に変更の方のみ記入】 加入するプロジェクトチーム (複数可)	
アンケート (会員管理また活動に際しての参考とさせていただきます)	
【正会員に変更の方のみ記入】 活動するにあたっての アピールポイント	特技、技能、これまでの環境活動への取り組み等
ご協力いただけること	【正会員でプロジェクトチームに加入しない団体会員に変更の方のみ記入】 1. 施設の利用 (見学会の実施等) 2. 社員等を講師とした講座やセミナーの開催 3. その他 () (○印をお付けください。複数可)
	【賛助会員に変更の方のみ記入】 1. 講座やセミナー等への出席 2. 物資や専門知識等の提供 3. 協議会からの情報の社員等への周知 4. イベント等の会場の提供 5. その他 () (○印をお付けください。複数可)

ご記入いただいた個人情報は当協議会の活動以外の目的には使用しません

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市地球温暖化対策地域協議会 退会届

年 月 日

横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長 様

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約の規定に基づき、退会を届け出ます。

会員の種類	正会員 ・ 賛助会員 (どちらかに○印をお付けください)
事業所・団体の名称	ふりがな
氏名 (担当者の部署・氏名名)	ふりがな
住所	〒
電話番号	
F A X 番号	
E - M a i l	
退会理由	

【提出先】

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市環境政策部環境企画課内

TEL : 046-822-8524 FAX : 046-821-1523

E-Mail : stop-ondanka@city.yokosuka.kanagawa.jp